

令和7年度 大分県 津久見市地域おこし協力隊募集要項

1. 募集概要

津久見市は、大分県の南東部に位置し、人口約15,000人、面積79.48km²の豊後水道に面した都市です。津久見湾の湾口部を囲うようにしてリアス海岸が伸び、それを更に600～700メートルの山地が三方から馬蹄型に囲んでいます。島しょ部は、南の四浦半島の延長に保戸島、北の長目半島の延長に地無垢島、沖無垢島と合計3島があります。美しい海岸線が、山地斜面のみかん栽培の段々畑とコントラストをなしており、ブルーとオレンジの風光明媚な景観を構成しています。

このように豊富な資源に恵まれている本市であります、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手不足が深刻な問題となっています。暮らしやすく活力あるまちづくりにむけて、津久見市一丸となって取り組んでいるところですが、地域衰退の歯止めがかからない状況が続いています。

そのようなことから、基幹産業である石灰石・セメント産業のさらなる発展と新たな産業としての観光産業を育成し、交流人口の増、定住促進を図ることを目的として「第2期津久見市観光戦略（令和4年度～令和8年度の5か年）」を策定しました。現在、観光戦略に基づいた様々な取組を推進しているところですが、その取組をさらに強化し、観光産業や第一次産業の後継者育成、離島振興につなげていくため、地域おこし協力隊を募集します。

地域おこしに希望と情熱をもち、津久見市民と一緒にになって、ご活躍いただける方の応募をお待ちしております。

2. 募集人員

地域おこし協力隊 若干名

3. 活動内容

「津久見市地域おこし協力隊設置要綱」に定める活動を基本とし、下記のいずれかの分野の活動を行っていただきます。

(1) 特產品のみかんづくりや「農」を活かしたツーリズムの取組（新規就農）

津久見市の特產品である、みかん栽培での新規就農を目指し、後継者不足などの課題の解決に取り組んでいただきます。

(活動内容の例)

○既存のみかん農家の栽培技術の継承

○みかんを使った特產品の開発

○農泊、グリーンツーリズムなどの「農」を活かした観光プログラム造成 など

(2) 保戸島の魅力を活かした観光振興などの取組（アイランダー）

保戸島（定期船で 25 分）での、空き家や水産資源の活用促進、保戸島の魅力を活かした観光プログラムや土産品開発、伝統芸能の継承など、離島振興につながる取組を実践していただきます。

（活動内容の例）

- 島の魅力を活かした観光プログラムや土産品開発
- 水産資源を活用した加工品の開発や販路拡大に向けた取組
- 伝統や文化の継承に関する取組
- 地域団体の活動支援などによる地域づくり活動
- 集落の維持活性化に関する活動 など

※保戸島に居住し、島を拠点として活動できる方に限ります。

4. 応募条件

次の条件を全て満たす方を採用の条件とします。

- (1) 令和7年4月1日時点で年齢がおおむね20歳以上60歳以下の方（性別は問いません。）
- (2) 申込み時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等^{※1}（詳しくはお問い合わせください。）に在住の方、又は他市町村の協力隊経験者で、同一地域内における活動を2年以上経験し、かつ解嘱1年以内の方で、津久見市に住民票を異動し、居住できる方
- (3) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項^{※2}に該当せず、心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方（A T限定可）
- (6) パソコン（Word、Excel 等）の基本的な操作ができる方

（※1） 3大都市圏をはじめとする都市地域等

①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法 に指定された地域外の地域をいう。（①から⑦に指定された地域のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村以外で、対象者の転出地が①から⑦の指定区域以外の区域であった場合は、対象に含むものとする。）

（※2） 地方公務員法第16条に規定する欠格事項

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

5. 勤務条件等

(1) 報酬

月額 166,000円（社会保険など本人負担分を含みます。）

※期末手当を支給します。時間外手当、退職手当等は支給しません。

(2) 勤務日数

原則月17日（内 有給休暇1日/月）

(3) 勤務時間

原則8時30分から17時00分（1日当たり7時間45分）

（上記の時間外に活動する場合があります。その場合は、相応に他の勤務時間を短縮し調整します。）

(4) 兼業

勤務時間外において、業務に支障がない範囲で可能です。（内容によっては認められない場合があります。ご相談ください。）

6. 雇用形態及び期間

(1) 会計年度任用職員として、津久見市長が任命します。

(2) 初年度の任用期間は、着任日から令和8年3月31日までです。

（着任日については、相談に応じます。）

次年度からは年度ごとに任命することができるものとし、最長3年とします。

(3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7. 待遇及び福利厚生

(1) 社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険に加入し、費用は活動費から支出します。

(2) 住居は、個人が借り上げた物件（アパート、空き家等）に対し、家賃は市が負担します。（家賃補助限度額 5万円／月）

(3) 面接を含む採用、引越費用、光熱水費、通信料等については、自己負担とします。

(4) 活動に要する経費に対し、市から予算の範囲内で活動経費を支給します。

（対象経費）旅費、消耗品費、活動車両燃料費 等

(5) 活動に必要な車両、パソコン等は市が用意します。

※私生活で使用することはできません。

(6) 日常の生活や通勤の移動手段として、自家用車等は必要不可欠です。自動車

やバイクの持込みをお勧めします。

8. 受け入れ体制

地域おこし協力隊の募集・採用までは、津久見市商工観光・定住推進課が、窓口となります。着任後の総合的な相談につきましても、商工観光・定住推進課が責任を持って行います。また、隊員の業務内容に応じて、関連性の高い部署への配属となり、各部署において担当者がサポートします。

9. 応募方法

(1) 申込み受付期間

令和8年3月31日（月）まで（必着）

随時受付、郵送又は持参してください。随時選考に移ります。

(2) 提出書類（提出された書類は、返却できません。）

■津久見市地域おこし協力隊応募用紙

※津久見市のホームページ、『つくみ de Life』ホームページよりダウンロードしてください。

※応募用紙は、必ず手書きで記入してください。

※応募用紙に最近3か月以内に撮影した写真を添付して下さい。

※応募用紙のほか自己アピールする文や資料等を自由に添付して下さい。

■住民票抄本

※募集対象の要件を満たすか確認するためのものです。

(3) 申込み先

〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号

津久見市役所 商工観光・定住推進課 地域活力・定住推進班

電話 0972-82-2655（直通）

FAX 0972-82-9520

E-mail tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp

10. 選考

(1) 第1次選考

応募書類到着後、書類選考結果をおおむね1か月以内に応募者へ通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、第2次選考（面接）を行います。選考会場など詳細については、第1次選考合格の通知の際にお知らせします。

なお、第2次選考（面接）に要する交通費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果報告は第2次選考実施後、おおむね1か月以内に文書にて通知します。